

## 令和5年第3回定例会（12月議会）所管事項審査関係資料

令和5年11月28日  
総務部

### 【所管事項】

行政経営課	行政サービスの提供のあり方に関する検討状況について	・ ・ 1
行政経営課	施設等の基準を定める条例の規定形式の変更等について	・ ・ 3
総合防災課	秋田県地域防災計画の修正について	・ ・ 7

# 行政サービスの提供のあり方に関する検討状況について

行政経営課

## 1 目的

人口減少・少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化などの課題が顕在化する一方で、ライフスタイル・価値観の多様化やデジタル技術の急速な進展など社会を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、中長期的な視点に立って県の行政サービスの提供のあり方を検討し、時代の変化に的確に対応した持続的・安定的な行政運営を目指す。

## 2 検討の進め方

県の行政サービスの提供のあり方とともに、公共施設のあり方について、有識者の意見を踏まえ一体的に検討	
<b>〔行政サービスの提供のあり方〕</b> 市町村をはじめ、各種団体・民間企業等との協働・連携強化やデジタル技術の活用のほか、県組織の役割の見直しによる業務の効率化などについて検討	<b>〔公共施設のあり方〕</b> 公共施設のあるべき将来像を見据え、施設機能の必要性や建替規模の妥当性など、ソフト・ハードの両面から検討

## 3 「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」の概要

### (1) スケジュール

第1回 (8/23)	第2回 (10/13)	第3回 (11/10)	第4回 (12/26)	第5回 (1/26)	第6回 (2/下旬)
社会経済情勢の変化 秋田県の現状と課題	社会経済情勢の変化を踏まえた適正規模の行政運営 公民連携の推進	県・市町村連携の強化 12月議会 経過報告	デジタル技術の活用	提言(案)の協議	提言のまとめ 2月議会 概要説明 3月 知事へ提言

## (2) 委員構成（8名）

地方行財政に精通した学識経験者をはじめ、農業、福祉など幅広い分野から構成  
座長：辻 琢也氏（一橋大学大学院法学研究科 教授）

## (3) これまでの議論（委員の主な意見）

### ① 社会経済情勢の変化を踏まえた適正規模の行政運営

- 人口が半減していく中では一定のスリム化はやむを得ず、デジタル化を併せて図っていくことが前提となるのではないかと。
- 市町村、地域振興局、本庁で重複している業務を見直す必要があるのではないかと。
- マンパワーの確保とともに、老朽化している施設を集約することにより機能強化を図り、行政サービスを維持・強化していくということも必要ではないかと。

### ② 公民連携の推進

- 他団体での先行事例も踏まえていく必要がある。また、民間事業者から何を学べるかという観点も必要となる。
- 公と民が随時的確に情報共有や情報交換ができる関係性が重要である。

### ③ 県・市町村連携の強化

- 業務の負担軽減や人的・財政的な支援などのメリットを明らかにすることで、市町村との連携が一層進むのではないかと。
- 職員数の確保が困難となっている中では、役割分担して連携するだけでなく一体化して取り組むことも必要ではないかと。

### ④ デジタル技術の活用

- 広大な面積を有する本県では、人口減少の状況を踏まえれば県民の理解は得やすいと思われることから、デジタル化・オンライン化をさらに推し進めていくべきではないかと。
- デジタルに苦手意識がある県民等へのフォローも重要になる。県民等と危機意識を共有し、ICTを活用した行政サービスが基本になっていくことを理解してもらう必要があるのではないかと。

## 4 今後の予定

令和6年度以降、有識者会議からの提言の実現に向け、市町村や関係団体等と調整し、ロードマップを作成

# 施設等の基準を定める条例の規定形式の変更等について

行政経営課

## 1 現状と課題

- 平成23年4月及び同年8月に成立した「地域主権改革一括法」において、これまで省令等で定められていた施設、サービス事業者、公物等の設置管理基準を、省令等の基準を参酌するなどして条例で定めることとされた。
- このことを受け、平成24年9月議会以降、省令等の規定を条例と規則に振り分け、県独自基準を定める規定を含め、全ての規定を条例又は規則に定めることとしてきた。
- このような形式により定められた条例（以下「基準条例」という。）には、次のような課題が明らかになってきた。

- ・ 基準条例において、省令等の規定どおりの基準と県独自基準が混在しているため、一見してどの部分が県独自基準であるか判別できなくなっている。
- ・ 条例と規則に分かれている基準の内容を把握するためには、その双方を確認する必要があることから、省令等のみで基準を把握しようとする事業者がおり、県独自基準が把握されにくくなっている。
- ・ 基準条例の制定及び改正には、職員の膨大な作業量を要する。

## 2 方針（案）

県独自基準の明瞭化による事業者の利便性向上を図るため、施設及びサービス事業者を対象とする基準条例（別紙参照）を以下のとおり変更することとする。

- 省令等と同内容の基準は、省令等の基準をその施設等の基準とする旨を規定し、**県独自基準**があるときは、その旨を規定する。

（形式変更後のイメージ）

第〇条 〇〇施設の設備及び運営に関する基準は、〇〇施設の設備及び運営に関する基準（令和××年××省令第××号）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、同省令第△条中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

**県独自基準**

- 条例に全ての基準を規定するため、配置すべき職員の数などの細目的な基準等を定めている規則は、廃止する。

## 3 実施時期

令和6年2月議会以降、制定又は改正を行うものから、順次実施する。

## 4 今後の対応

省令等の改正があり、県独自基準を規定しない場合であっても、省令等の改正内容などを議会で説明するほか、パブリックコメントを実施し、県民が意見を述べる機会を確保する。

項番	所管課	条例名
1	地域・家庭福祉課	秋田県救護施設等の施設及び運営に関する基準を定める条例
2	地域・家庭福祉課	秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	地域・家庭福祉課	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
4	地域・家庭福祉課	秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
5	長寿社会課	秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
6	長寿社会課	秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
7	長寿社会課	秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
8	長寿社会課	秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
9	長寿社会課	秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
10	長寿社会課	秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例
11	長寿社会課	秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
12	長寿社会課	秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
13	長寿社会課	秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
14	障害福祉課	秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例
15	障害福祉課	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
16	障害福祉課	秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

項番	所管課	条例名
1 7	障害福祉課	秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
1 8	障害福祉課	秋田県指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例
1 9	障害福祉課	秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
2 0	障害福祉課	秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
2 1	障害福祉課	秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
2 2	障害福祉課	秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
2 3	障害福祉課	秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2 4	医務薬事課	医療法施行条例
2 5	幼保推進課	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例
2 6	幼保推進課	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例
2 7	幼保推進課	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

# 秋田県地域防災計画の修正について

総合防災課

国の防災基本計画の修正や7月の大雨被害の教訓等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

## 背景

### きめ細やかな対応が必要

- 生活再建を速やかに進めるために、被災者一人ひとりの被災状況や課題等を把握し、継続的に支援することが必要。

### デジタル技術の有効活用が必要

- 限られた体制で、迅速かつ効率的に、被災者支援を進めるには、デジタル技術を活用することも必要。

### 障害者に寄り添った情報提供

- 防災を含むあらゆる分野での活動において、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることが重要。

### 個別避難計画の計画的な作成が必要

- 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画は、おおむね5年での作成が必要。

## 主な修正内容

### 被災者支援の仕組みの整備について追加

- 県及び市町村は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確にし、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の整備等に努める。

### 被災者台帳作成へのデジタル技術の活用を追加

- 市町村は、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、被災者台帳の作成等にデジタル技術を活用するよう、積極的に検討するものとする。

### 障害者への情報提供に係る内容を追加

- 県及び市町村は、障害の種類や程度に応じて、障害者が、防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、環境の整備などを推進する。

### 個別避難計画作成に係る県の支援を追加

- 県は、市町村における個別避難計画作成に係る取組に関して、事例や留意点の提示、研修会の開催などの支援に努める。



被災者への支援

要配慮者への支援

今後のスケジュール

- 令和6年1月 パブリックコメントの実施
- 〃 2月 県議会へパブリックコメントを踏まえた報告
- 〃 3月 県防災会議で修正案の協議、計画決定